

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

産業建設委員会会議録

令和 7 年 6 月 1 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|--|---|
| 1 | 開会年月日 | 令和7年6月16日(月) | |
| 2 | 開会場所 | 議会第1会議室 | |
| 3 | 出席者
(9人) | 委員長 小坂 義久
委員 高橋 えりか
委員 松村 智成
委員 中嶋 恵
議長 石川 義弘 | 副委員長 大浦 美鈴
委員 村上 浩一郎
委員 青鹿 公男
委員 高森 喜美子 |
| 4 | 欠席者
(0人) | | |
| 5 | 委員外議員
(0人) | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
技 監
経営改革担当課長
文化産業観光部長
文化振興課長
大河ドラマ活用推進担当課長
観光課長
産業振興担当部長
産業振興課長
都市づくり部長
都市づくり部参事
都市計画課長
地域整備第一課長
地域整備第二課長
地域整備第三課長
建築課長
住宅課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
赤 星 健 太 郎
三 谷 洋 介
上 野 守 代
川 口 卓 志
(文化振興課長 兼務)
横 倉 亨
(文化産業観光部長 兼務)
三 澤 一 樹
寺 田 茂
坂 本 秀 昭
反 町 英 典
長 廣 成 彦
門 倉 和 広
行 天 寿 朗
松 崎 晴 生
浅 見 晃 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

都市づくり部副参事	小 河 真智子
土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
道路管理課長	三 宅 哲 郎
土木課長	高 杉 孝 治
公園課長	村 松 克 尚
文化産業観光部参事（産業振興事業団）	
	（産業振興担当部長 兼務）
文化産業観光部副参事（産業振興事業団）	
	（文化産業観光部参事 事務取扱）

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	関 口 弘 一
	書 記	岡 崎 一 生

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第58号議案 東京都台東区空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する
条例

案件第2 特定事件の継続調査について

◎理事者報告事項

【文化産業観光部】

1. 補正予算について ……資料1 文化振興課長

【産業振興担当】

1. 東京都台東区立産業研修センターの指定管理者の選定について
……資料2 産業振興課長

【都市づくり部】

1. 補正予算について ……資料3 都市計画課長

2. 密集住宅市街地整備促進事業の取組について
……資料4 地域整備第三課長

3. 管理不全空家等の適正管理について ……資料5 建築課長

【土木担当】

1. 親子花火広場の試行について ……資料6 公園課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（小坂義久） ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしく申し上げます。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第58号議案、東京都台東区空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、都市づくり部の3番、管理不全空家等の適正管理についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第58号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 それでは、都市づくり部報告事項3、管理不全空家等の適正管理についてをご説明いたします。

資料5をご覧ください。項番1、概要でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、これを踏まえ、空き家等の適正管理及び促進に向けた条例改正を行っていくものでございます。

項番2、法改正の背景でございます。全国的に空き家等が増加し、倒壊、衛生、景観、防犯等の面で深刻な影響を及ぼしているため、国は、管理不全空き家等を新たに位置づけております。

恐れ入りますが、資料中ほどの図をご覧ください。管理不全空き家等とは、建物の一部が破損しているなど管理が不十分な状態で、そのまま放置すると、倒壊するなど周囲に対して著しい影響を及ぼす特定空家等となるおそれのある空き家等でございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、所有者に対しましては、管理義務に加え、自治体施策の協力を努力義務とし、地域全体で空き家対策を推進する枠組みが整備されたものでございます。

項番3、改正の内容でございます。(1)所有者等の責務の追加でございます。法改正を踏まえ、所有者等の責務として、区が実施する空き家等の施策への協力義務を条例に明記するものでございます。

(2)管理不全空き家等に対する措置の新設でございます。管理不全空き家等を新たに条例上明記し、認定、指導、勧告の対象とするものでございます。特に勧告については、固定資産税の住宅用地特例除外に関わり、慎重に行う必要があるため、特定空家等と同様に、審議会への諮問、答申をすることができるものでございます。

(3)空家等対策審議会の構成見直しでございます。2ページ目も併せてご覧ください。空き家等の利活用の促進を図るため、現在、行政法、特措法、都市計画、建築の有識者等で運営されていますが、さらに不動産分野を追加し、より専門的な意見を反映できる体制に強化するものでございます。

項番4、今後の予定でございますが、公布と同時に施行の予定でございます。

続きまして、第58号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページ目の新旧対照表をご覧ください。先ほどの報告事項、項番3でご説明した内容について、追加等を行ったものでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第58号議案及び報告事項について、ご審議願います。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 議案は了承するものなのですが、審議会に今回、不動産の有識者が入るということで、それはとてもよいことだと思います。ただ、空き家問題で一番困っているのは、近隣の住民の方々かなと思うんですけど、そういった方々の意見というのは反映されているのでしょうか。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 空き家等の対策におきまして、まず、近隣の住民から通報を受けて対応するケースが多くございます。また、所有者の所在等を確認する際に、近隣の方へも状況確認する場合がございますので、その際に様々な意見等を伺っているような状況でございます。そのような状況を踏まえまして、建物所有者等にはその状況を説明して、近隣からご意見を伺いながら対応しているような状況でございます。

また、空き家審議会におきましても、そのような状況を報告しておりますので、反映されているということで考えております。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ちなみに、通報から対応までのスピード感とかいうのは、どれくらいで対応できるものなんですか。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 スピード感につきましては、状況によってまちまちなんですけど、すぐ所有者の方が特定できる場合はスムーズに対応できるんですけど、なかなか相続とかで所有者が分からないケースとかもございまして、比較的長いケース、特に分からない場合においては時間がかかっている場合が多くございます。

○委員長 高橋委員。

◆高橋えりか 委員 ありがとうございます。

もう仕方ない部分はあるかと思うんですが、近隣の方の声を一番、何ていうんですかね、やってほしいとか、聞いてほしいと思うので、その辺よろしくお願いします。以上です。

○委員長 続きまして、高森委員。

◆高森喜美子 委員 今までもこの空き家の問題というのは苦労されてきたというふうに思いまして、この条例についてはもちろん賛成なんですけど、ただ、この条例ができて、何が変わるのというところが大事なところなのかなというふうに思っております。所管としては、この条例ができたことで何が進むんだというふうに、具体的に教えていただけますか。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 この条例ができて、今まで、特定空家というところで、台東区でも過去に略式代執行という形で1件やらさせていただきましたが、そこまでなかなか行政として手を出せなかった部分がございますが、今回、管理不全空き家等ということが新たに位置づけられましたので、初期の段階で所有者の方には税法上の特例解除という形で一定のペナルティーを与えながら、空き家対策を推進できると考えておりますので、その辺が台東区の空き家対策において大きく変化できるかと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 そうしたペナルティーがあるということをそれぞれ所有者がしっかりと認識していただかないと、何とかしようというふうに踏み出すことができないんじゃないかなというふうに感じております。そのペナルティーに関して、しっかりと所有者に認識してもらうことが大事だというふうに思います。

もう一つは、今お話にもありました、相続でなかなか決着がつかないというために放置されているというケース、これは今までご経験の中からどのぐらいあるんですか。例えば所有者はすぐに見つかったけれど、なかなか解決できないのか。あるいは、所有者が相続でうまくいかないために、なかなか解決できないのか。その現状としては、どういうことで放置が続いているのか、その辺の現状を教えてくださいたいんですけど。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 相続の問題につきましては、なかなか、所有者が複数人いて、代表と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なる相続人が決まらないというケースもありますし、その所有者が複数いたことによって、相続放棄してしまって、最終的に誰がその所在になるのかっていったところの課題もあります。だから、それなんで、空き家対策におきましては、所有者が分からないといったことについては、なかなか、あと、所有者を捜すという作業もなかなか大変な作業になっておりますんで、その辺は時間かかって、粘り強く対応していくしかないかなというふうに考えておるところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 いや、その数が多いのか、所有者分かっているほうが多いのか、どちらですか。

○委員長 建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 件数は、ちょっと申し訳ございません、正式な数字は把握しておりませんが、比較的長期化に迎える案件につきましては、相続が分からないというケースが多いこととございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 分かりました。

この空き家の問題というのは、今まで相続を、不動産を相続したらば、それをすぐに登記しなさいという決まりがなかったので、それでそうやって放置されているということが多かったということであろうかと思えます。ただ、法律が改正をされて、不動産を取得した者はすぐに登記をしなければいけないと。これが罰金も10万円でしたっけ、科せられるというふうに変わってまいりました。そういう意味では、しっかりとそこの部分も周知をしていただきながら、不動産の登記、それから、所有者の把握、所有者の責務、それからペナルティー、一括して広報するなりなんなりで分かっていただけのように、これは将来にわたる問題でもありますので、その辺は対応をお願い申し上げます。

○委員長 要望でよろしいですね。

◆高森喜美子 委員 はい。

○委員長 続きまして、じゃあ、議案については。

青鹿委員、了承か。

◆青鹿公男 委員 はい。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 了承・・・。

○委員長 はい。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 ……。

○委員長 はい。

これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議がありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、補正予算については、報告を聴取するのみで、質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、文化産業観光部の補正予算について、文化振興課長、報告願います。

文化振興課長。

◎川口卓志 文化振興課長 それでは、文化産業観光部の令和7年度第1回補正予算をご説明いたします。

資料1をご覧ください。初めに、歳入でございます。補正額2,530万4,000円を増額し、補正後の額は22億7,109万2,000円です。

観光課では、オーバーツーリズムの未然防止等による持続可能な観光推進事業費として2,530万4,000円を計上しています。

2ページをご覧ください。歳出でございます。補正額5,160万8,000円の増額、補正後の額は54億5,832万8,000円です。

文化振興課では、桑山文化振興基金積立金として100万円を計上しています。

観光課では、旅行者から選ばれる観光地づくりに係る経費として5,060万8,000円を計上しています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

文化産業観光部の補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、東京都台東区立産業研修センターの指定管理者の選定について、産業振興課長、報告願います。

産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 それでは、東京都台東区立産業研修センターの指定管理者の選定についてをご報告させていただきます。

資料2をご覧ください。初めに、1、対象施設は、橋場一丁目に所在する東京都台東区立産業研修センターでございます。

次に、2、現行の指定管理者は、公益財団法人台東区産業振興事業団でございます。

続きまして、3、次期指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、4の（1）選定方法になります。台東区指定管理者制度運用指針3の（2）に規定する公募によらない選定を適用し、現行の指定管理者を公募によらず選定するものでございます。

その理由として、（2）を記載しております。1つ目は、本施設は、産業振興事業団により平成15年から運営されており、企業経営に必要な講座や勤労者の生活充実を図る教室を実施し、また、経営活動に必要な産業情報の収集と提供、会議室の貸出し等を行い、皮草地場産業団体や地域の方々の利用促進が図られていること。2つ目は、平成21年にものづくりを支える事業者の育成を目的とした浅草ものづくり工房を開設し、以来入居した52社のうち30社が区内に事業所を構え、うち14社が現在も区内で活動しており、区内産業の育成の一助となっていること。以上のとおり、産業振興事業団は個別事業者支援を行い、区の産業政策の補完機能を有する団体であることが理由でございます。

なお、資料3ページ目に、参考といたしまして、台東区指定管理者制度運用指針から抜粋した資料を添付してございます。後ほどご参照いただければと存じます。

資料の2ページをご覧ください。（3）選定手続です。指定管理者非公募選定委員会を設置し、事業計画書等に基づき、指定管理者としての適性を判定いたします。

審査会の構成は、①に記載のとおり、外部の有識者や区職員により構成される4名体制といたします。審査基準は、②に記載のとおり、施設の条例に定める基準に加え、記載の項目を設ける予定でございます。

最後に、5、今後のスケジュールでございます。本定例会後、現指定管理者より申請書及び事業計画書を提出させ、9月から10月にかけて審査会を2回行います。審査の結果、適当と認められれば、第4回定例会で指定管理者指定議案を提出し、議決いただきましたら、令和8年4月に協定を締結の上、指定管理業務を開始いたします。

報告は以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 了承。ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、都市づくり部の補正予算について、都市計画課長、報告願います。

都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 それでは、本定例会に提出しております令和7年度一般会計補正予算1回目のうち、都市づくり部所管分についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。まず、歳入でございます。補正前の額から2億3,370万9,000円を増額し、補正後の額を55億8,254万円といたします。課別の内訳は、下の表のとおりでございます。

次に、主な内容ですが、地域整備第三課の密集住宅市街地整備促進に対する国庫補助金として1億5,200万円増額しております。

歳入については以上でございます。

恐れ入ります、次ページをご覧ください。続いて、歳出でございます。補正前の額から3億1,542万1,000円を増額し、補正後の額を96億509万7,000円といたします。課別の内訳は、下の表のとおりでございます。

主な内容ですが、地域整備第三課の密集住宅市街地整備促進事業の取組で、用地の取得及び道路拡幅整備を行う経費として3億400万3,000円増額しております。

簡単ですが、都市づくり部の補正予算に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、密集住宅市街地整備促進事業の取組について、地域整備第三課長、報告願います。

地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 それでは、都市づくり部の2番、密集住宅市街地整備促進事業の取組についてご報告をいたします。

資料4をご覧ください。谷中地区の主要生活道路における用地の取得について、今回ご説明をするものです。

項番1、事業概要についてです。本事業は、老朽木造住宅が密集し、震災時に多大な被害が予想される谷中二、三、五丁目地区において、道路拡幅整備や不燃化建て替えを促進することで、防災性向上と住環境改善を図るものです。

項番2、用地の取得についてです。主要生活道路A路線（六阿弥陀通り）、G路線（七面坂）において、道路用地の取得及び整備を行うことにより、災害時における緊急車両の通行や

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

避難経路を確保することで、防災性の向上を図ってまいります。

(1) 用地取得範囲でございます。恐れ入ります、2ページをご覧ください。青色の凡例でお示ししている縦の線、この範囲が主要生活道路A路線（六阿弥陀通り）でございます。また、オレンジ色の凡例でお示ししている横の線、こちらの範囲がG路線でございます。

まず、G路線の用地取得からご説明をさせていただきます。赤の凡例で、赤で四角くお示ししている①の共同住宅の敷地を購入させていただきます。右下部分に拡大図を載せております。まずは、G路線のこちら①番を購入いたします。

続きまして、A路線の用地取得についてご説明させていただきます。谷中防災コミュニティセンターの北側のほうに位置する③の住宅と、その敷地に隣接している②の市道を購入させていただきます。資料2ページの左下に拡大図を載せております。住宅と、その敷地に隣接している市道の土地を購入させていただきます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。(2)番、補正予算額(案)についてですが、歳入歳出とも記載の額を計上してございます。

項番3、今後の予定でございますが、今月下旬に財産価格審議会におはかりし、秋口に土地売買契約を行う予定となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

松村委員。

◆松村智成 委員 ちょっと教えてください。

2か所、土地を購入するというので、これ自体については、私は特に異議はないと考えています。というのが、必要だから購入されるということと、これまで継続してこれを進めてきたということなのは十分理解はしていますので、そこについては異議はないのですけれども、そこでちょっと確認なんですけれども、特にG路線のほうで共同住宅、工作物があったところを購入されていたりとかしますけれども、これについては、別に特に何か強い購入の意思をこちらが示して買ったとかいうことではないと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。

用地買収の交渉につきましては、権利者の皆様とよく先方のご意思を確認しながら、丁寧に進めているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。

丁寧に進めていただくというのは非常に重要なことで、まだあと、これ多分全体の通りからすると、まだ何割か残っているのかなと思いますので、あえて、多分その残りどれぐらいとか、これが進んだ後には、多分ちょっと今、まだ数字出ていないと思うんでお聞きしませんけれども、今後とも丁寧な対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、親子花火広場の試行について、公園課長、報告願います。

公園課長。

◎村松克尚 公園課長 それでは、ご報告いたします。

資料6をご覧ください。初めに、概要です。区立公園での花火は原則禁止としていますが、町会などは、消防署への届けなどの条件をクリアすれば、実施できます。しかし、個人で花火ができる公共空間がなく、公園ルールの見直しのご意見も多くいただいているため、試行的に親子花火広場を設けるものでございます。

項番2、実施内容です。試行期間は、お盆休みにかかる8月13日から24日までの約2週間で、毎日18時から21時まで、対象は保護者同行の小学生以下のお子さん、場所は山谷堀広場の一部とし、花火可能エリアをカラーコーンとバーで囲い、試行期間中はエリアを常設いたします。

(4)利用条件は、①手持ち花火であることと、②消火用のバケツを持参し、③ごみは持ち帰ること、そして、④近隣や他の公園利用者に配慮することといたします。

なお、事前の利用申込みは不要です。

(5)その他といたしまして、試行期間中は、利用できる時間帯のほか、利用時間の前後と翌朝に巡回警備員と区職員が現地の利用状況を確認いたします。また、利用者には利用アンケートをお願いいたします。

なお、やむを得ず試行を中止する場合には、区のホームページと現地の会場にその旨を掲出いたします。

項番3、今後の予定です。6月に地元町会への説明、広報などで区民への周知を図り、実施してまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

高橋委員。

◆高橋えりか 委員 親子花火広場の試行は、子育て世代にとって待望の取組だと思います。評価させていただきます。

ただ、これ試行なので、仕方がないのかなと思うんですけど、期間が12日間で、場所も隅田公園の1か所のみと限定的なので、もし今後、好評であれば、来年度以降というか、来年以降は期間の延長やほかの公園への拡大も検討すべきかなというのと、対象年齢もこれ小学生以下と限定されているんですけど、中高生の子たちからも花火できる場所がないという声は聞いたりするので、若者がたむろして迷惑行為みたいなこともあると思うんですが、ルールを守った上で花火を楽しめる環境づくりというのはとても大切だと思うので、今後の、そのアンケ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一トとかも取るということなので、その結果次第では、そういった拡大とかも考えていっていただけたらなというのを要望させていただきます。

○委員長 あれ、最初のやつは質問じゃないの。最初は質問じゃなくて、要望でいいのか。

◆高橋えりか 委員 検討はするのかなというのはあるんですけど、ただ、まだやっていないので、なかなか、そうですね、難しいかなと思うので、要望で大丈夫です。よろしくお願いします。

○委員長 分かりました。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 私も高橋委員と関連する話なんですけれども、以前から地元の皆様からの要望が実現できて、よかったです。

試行を機に、例えば花火の日とか花火記念日みたいなものを設けるなどの、近隣の人にこの日だけは花火をしてもいいよというイベント日を設けてもいいかなと思います。台東区に住んでいても、隅田川の花火が必ずしもおうちから見えるというわけではないので、花火の日というのを設けて、消防団や町会の方々がその日は警備や管理もできますし、子供たちが将来、大人になってから、思い出として心に残るイベントがあってもよいかと思いますので、ぜひご検討いただけますよう、こちら要望でお伝えいたします。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 今回の取組、大変評価をさせていただいております。なかなか今、火を使うということが、都の条例もあって、困難であるということ承知しておりますし、例えば台東区の下町の風習であるお盆のときの迎え火、送り火でも、それでも近隣とトラブルということ耳にしておりますので、そういう意味では、子供たちにこの夏の風物である花火をしていただくということは非常に有意義だというふうに考えております。

ただ1点ですね、8月の13日からということですが、やはりまだまだ、この6時～9時でしょうか、相当まだ暑い、気温が高いのではないかと思いますので、小さなお子様ですので、保護者の方も十分注意をなさるかと思いますが、そういった水分補給ですとか、そういったものをやはり周知をしていただいて、万全を期していただきたいということだけ要望だけさせていただきます。以上です。

○委員長 あとございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 これをもちまして、産業建設委員会を閉会いたします。

午前10時29分閉会